

香川県高等学校体育連盟専門委員会規程

- 第1条 香川県高等学校体育連盟（以下「本連盟」と云う）は別表に掲げる専門委員会を置く。
- 第2条 各専門委員会はそれぞれ別表に掲げる専門的事項について会長の諮問に応じ調査審議し答申をする。
- 第3条 各専門委員会は理事会の議を経て会長が委嘱したそれぞれ若干名の委員をもって組織する。
- 第4条 各専門委員会の会長は評議員会の推せんによりおくことができる。
- 第5条 各専門委員により委員長を互選し、委員長・委員はそれぞれの会務を調査審議し業務を分担する。
- 第6条 各専門委員会の会議は本連盟会長が招集する。
- 2 会議の議長は委員長がこれにあたる。
- 第7条 各専門委員会に必要な応じて小委員をおく事が出来る。
- 第8条 各専門委員会の事務はそれぞれの委員会の依頼により本連盟事務局が処理する。
- 第9条 この規程に定めるもののほか専門委員会の会議の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は昭和57年4月16日より施行する。

（昭和58年4月19日 一部改正）

（昭和59年4月18日 一部改正）